

【重要事項説明書別紙①】

令和6年10月 1 日現在

○利用料、その他の費用の額

① 基本料金

区分	1回当たりの所要時間	利用者負担額		
		1割	2割	3割
身体介護	20分未満	163円	326円	489円
	20分以上30分未満	244円	488円	732円
	30分以上1時間未満	387円	774円	1,161円
	1時間以上1時間30分未満	567円	1,134円	1,701円
	1時間30分以上 (30分増すごとに加算)	以降82円ずつ を加算	164円 を加算	246円 を加算
引き続き生活援助を算定する場合 (20分以上45分未満) (45分以上70分未満) (70分以上)		身体介護の料金に加算 65円 130円 195円	130円 を加算	195円 を加算
生活援助	20分以上45分未満	179円	358円	537円
	45分以上	220円	440円	660円

※利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て、2人の訪問介護員によるサービス提供を行った場合、基本利用料の2倍の料金となります。

※1回当たりの所要時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、訪問介護計画に明示された標準の所要時間によるものとします。

※要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

② 算定基準に適合したサービスの実施による加算

加算の種類	要 件	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
夜間・早朝 加算	夜間（18時～22時）、早朝（6時～8時） にサービスを提供した場合	1回につき 基本利用料の25%			
深夜加算	深夜（22時～翌朝6時）にサービスを提供した場合	1回につき 基本利用料の50%			
緊急時訪問介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急に身体介護サービスを行った場合	1回につき 1,000円	100円	200円	300円

初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行うか他の訪問介護員に同行した場合	1月につき 2,000円	200円	400円	600円
------	---	-----------------	------	------	------

③ 算定基準に適合していると届け出ている加算

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額		
			1 割	2割	3割
特定事業所 加算Ⅱ	加算の体制要件、人材要件を満たす場合	1月につき 基本利用料の10%			
介護職員等 特定処遇 改善加算Ⅰ	介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組を行う事業所に認められた加算	1月につき 総単位数の24.5%			

④ 交通費

通常の事業の実施地域である倉敷市にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、訪問介護員が訪問するための交通費の実費をご負担していただきます。なお、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、10km未満は230円、10km以上は350円を請求します。

⑤ キャンセル料

サービスの利用を中止した場合には、次のとおりキャンセル料をいただきます。

ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は請求しません。なお、サービスの利用を中止する場合には、至急、ご連絡ください。

ご利用の24時間前までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用の12時間前までにご連絡いただいた場合	500円
ご利用の12時間前までにご連絡がなかった場合	1,000円

⑥ その他

ア 利用者の居宅でサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担となります。

イ 通院、外出介助での訪問介護員の公共交通機関等の交通費は、実費相当を請求します。

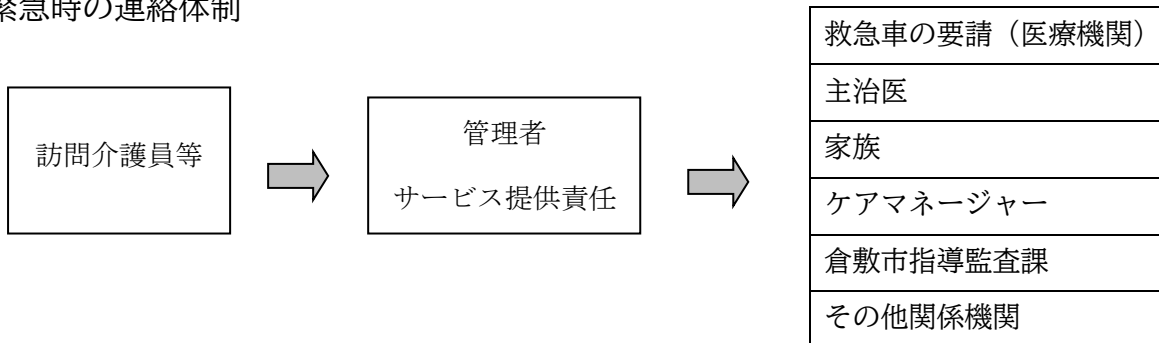
【重要事項説明書別紙②】

令和7年9月24日現在

○緊急時等の対応

サービス提供中に、病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

○緊急時の連絡体制



○緊急時の連絡先及び対応可能時間

窓 口	おうじの訪問介護	○所在地：倉敷市児島下の町3丁目8-54 フォーレス21 101号室 ○TEL： 0 8 6 - 4 3 6 - 8 5 2 9 ○FAX： 0 8 6 - 4 5 4 - 7 2 3 3 ○受付時間 8：30～17：30 ○尾崎： 0 8 0 - 5 2 3 5 - 3 6 8 1
主治医の連絡先		○所在地： ○TEL： ○FAX： ○受付時間
その他連絡先		○所在地： ○TEL： ○FAX： ○受付時間